

材料検査実施基準

令和4年4月

大田区都市基盤整備部

(主な改定内容)

参考 - 3 鋼けた製作に係わる社内検査実施要領

- ・品質確認書における押印欄の廃止

材 料 検 査 実 施 基 準

目 次

第1章 総則	
第1 目的	1
第2 適用範囲	1
第3 材料検査の執行区分	1
第4 材料検査の命令	1
第5 材料検査請求書等	2
第6 材料検査の立会い	2
第7 材料検査の方法	3
第8 理化学試験の手続き等	7
第9 技術的基準	7
第10 材料検査の結果判明後の措置	7
第11 材料検査の結果報告	8
第12 単価契約における材料検査	9
第13 建築工事に付随する設備工事等における材料検査	9
第14 建築工事監理における材料検査	9
別表－1 品目別の執行区分及び検査方法（土木工事）	11
別表－2 品目別の執行区分及び検査方法（建築工事）	23
別表－3 品目別の執行区分及び検査方法（設備工事）	31
別表－4 材料検査の技術的基準（土木工事）	45
第2章 手続き	
材料検査の手続き	47
提出様式一覧表	53
参考資料	
参考－1 材料検査に関する規程	57
参考－2 承諾申請書提出要領	63
参考－3 鋼けた製作に係わる社内検査要領	69
参考－4 アスファルト事前審査制度について	77

材料検査実施基準

制定	平成 10 年 4 月 1 日	改定	平成 30 年 4 月 1 日
改定	平成 14 年 4 月 1 日	改定	平成 31 年 4 月 1 日
改定	平成 16 年 4 月 1 日	改定	令和 4 年 4 月 1 日
改定	平成 21 年 4 月 1 日		
改定	平成 25 年 4 月 1 日		
改定	平成 28 年 4 月 1 日		

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 この基準は、大田区検査事務規程（平成 8 年訓令甲第 20 号）第 23 条の規定に基づき、都市基盤整備部において施行する工事又は製造（以下「工事等」という。）に使用する材料の検査（以下「材料検査」という。）について、必要な事項を定める。

(適用範囲)

第 2 この基準は、原則として土木工事、建築工事、設備工事等の材料検査に適用する。

(材料検査の執行区分)

第 3 工事等の材料検査は、それぞれの工事等について別表 1～3 に定める区分に従い、検査員又は監督員が行う。

2 別表 1～3 に定めのない特殊な品目の材料検査の執行区分は、検査員と監督員が協議して定める。

[解 説]

1 別表 1～3 に定めのない特殊な品目の材料検査の執行区分は、検査員と監督員が協議のうえ、別表 1～3 に準じて定めるものとする。

2 第 2 項において、監督員（原則として担当監督員をいう。）が材料検査を行う場合は、原則として次の項目に該当するものを対象とする。

(1) 材料の性質や工程等により、工事現場への搬入後、速やかに使用しなければならない。

(2) J I S 等の規格品。

(3) 工事現場等での確認が容易なもの。

(材料検査の命令)

第 4 この基準により監督員が行う材料検査については、当該契約について監督を命じられたときをもって、その者に検査命令があったものとする。

[解 説]

監督員に対する材料検査の命令

監督員に対する材料検査の命令の手続きは、別に要しないこととした。

大田区工事施行規定第2条第4号の規定に基づき工事の監督を命じられた者は、同時に材料検査も命じられたものとみなすものである。

(材料検査請求書等)

- 第5 検査員は、契約の相手方から材料検査請求書が提出されたときは、これに基づき速やかに材料検査を行う。
- 2 監督員は、契約の相手方から材料搬入予定調書が提出されたときは、これに基づき速やかに材料検査を行う。

[解 説]

- 1 材料検査請求書等の様式は、「受注者等提出処理基準・同実施細目」に定めるものを使用する。
 - (1) 「材料検査請求書」 (別記様式工第3号)
 - (2) 「材料検査内訳書」 (別記様式工第114号)
 - (3) 「材料搬入予定調書」 (別記様式工第116号)
 - (4) 「材料搬入予定内訳調書」 (別記様式工第117号)
- 2 「材料検査請求書」には、別記様式工第114号「材料検査内訳書」を添付し、検査員に提出するものとする。
- 3 「材料搬入予定調書」には、別記様式工第117号「材料搬入予定内訳調書」監督員が行う材料検査の対象品目のうち、最初の材料が搬入される前に監督員に提出するものとする。

(材料検査の立会い)

- 第6 検査員及び材料検査を行う監督員(以下「検査職員」という。)は、材料検査を行うときは、契約の相手方に立会いを求めなければならない。
- 2 検査員は、材料検査を行うときは、原則として監督員又は工事等の主管課長が指定する職員に立会いを求めるものとする。
 - 3 監督員が行う材料検査については、特に必要ある場合は除き、他の職員の立会いを要しないものとする。

なお、特に必要ある場合における、他の職員の立会いの要否については、工事等の主管課長の指示による。

[解 説]

- 1 監督員が行う材料検査において、工事等の現場で行う場合は他の職員の立会いは要しないものとする。
- 2 監督員が行う材料検査において、工事等の現場以外で行う場合は、原則として工事等の主管課長が指定する職員の立会いを要するものであるが、工事等の主管課長の判断により、変更の余地を残すものである。
- 3 「工事の現場」とは、工事現場や工事現場での製作等をいう。

(材料検査の方法)

第7 材料検査の方法は次に掲げるとおりとする。

① 品質検査

品質検査は、工事等に使用する材料の品質を、検査職員が東京都土木工事材料仕様書、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備標準仕様書、東京都電気通信設備工事標準仕様書、特記仕様書等の規定に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア 試験を行う検査

外観、形状、寸法、重量、性能、品質管理上の成績表等について観測判定するほか、理化学的性質について試験研究機関における試験（以下「理化学試験」という。）又は試験設備を有する製造業者等における試験を受けさせ、その試験結果により判定する。

イ 確認による検査

外観、形状、寸法、重量、性能について、見本品（現物見本を含む。）、カタログ、製作図、試験成績表等により観測し判定する。

ウ 照合による検査

J I S等の規格を証明するマークの表示又はJ I S等に基づく規格証明書を現品と照合し判定する。

エ 書類による検査

土木工事において、「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象品目、「鋼けた製作に係わる社内検査要領」の対象品目及び「アスファルト混合物事前審査制度」の対象品目については、使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を審査し判定する。

② 数量検査

数量検査は、工事等に使用する材料の数量を、検査職員が設計図書等に照らして検査するものとし、その方法は次による。

ア 検量による検査：使用前に直接材料を計量する。

イ 出来形による検査：使用後に出来形等により間接的に確認する。

- 2 各品目別の検査方法は、別表1～3に定めるとおりとする。ただし検査職員は、別表1～3に定める方法によることが適当でないと認める場合は、検査員（監督員が検査を行う品目については工事等の主管課長）の承諾を得て、その方法を変更することが出来る。
- 3 別表1～3に定めのない特殊な品目の検査方法については、特記仕様書等に定められているものを除き、検査職員の指示によるものとする。
- 4 試験を行う検査のうち、土木工事で使用するものについては、材料検査を行う工事の年度内に、所内の他の工事の材料検査において、同一工場で製造された同一品目の材料の検査が1回で合格している場合は、検査職員の判断により試験を省略し、確認による検査を行うことができる。ただし、この場合においても検査職員が必要と認めた場合は、試験を行わなければならない。
- 5 確認による検査及び照合による検査の対象品目になっているものについては、量の多少を問わず原則として材料個別に試験を行う必要はないが、JIS等規格品との照合ができない場合、納入された材料に疑義を生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。
- 6 書類による検査の対象品目になっているものについては、「鋼けた製作に係わる社内検査要領」に基づき行う場合のある試験を除き、量の多少を問わずに原則として試験を行う必要はないが、納入された材料に疑義を生じた場合及び検査職員が必要と認める場合については、試験を行わなければならない。

[解 説]

- 1 材料検査は品質検査と数量検査があり、品質検査にはア「試験を行う検査」、イ「確認による検査」、ウ「照合による検査」、エ「書類による検査」がある。

(1) 品質検査

品質検査は「照合」を除き、検査の事前に提出し承認された「承諾申請書」、「監督員資料」等に基づき品質検査を行うものとし、その様式は以下による。

- ① 承諾申請書は、「受注者等提出書類基準・同実施細目」に定める「承諾申請書」（別記様式工第110号）に必要な資料を添付の上、提出するものとする。
- ② 監督員資料は、「受注者等提出書類基準・同実施細目」に定める「監督員資料提出届」（別記様式工第138号）に必要な資料を添付の上、提出するものとする。

なお、「監督員資料」は土木工事において使用するものとする。

ア 「試験を行う検査」の対象品目については、理化学試験若しくは性能確認を必要とする品目のうち、別表1～3において「試験を行う検査」の対象品目になっているもの又は別表1～3に記載のない品目で、以下のいずれかの条件に該当するものとする。

- ① 次の材料のうち、試験による検査によらなければ材料の適否を判断することができないと認められるもの。

- (a) 工場等で重要な材料
 - (b) 特注品
- ② 新製品、特殊製品等で当該製品の性質、性能を判定する必要があるもの。
- ③ 現場搬入後、監督官庁による検査が行われる材料のうち、試験が必要なもの。
- イ 「確認による検査」の対象品目については、別表1～3において、「確認による検査」の対象品目となっているもの又は別表1～3に記載ない品目で、以下のいずれかの条件に該当するものとする。
- ① 理化学的性質及び製品の性能について規定されていないもの。
 - ② J I S等規格品であるが、J I S等の規格を証明するマークの表示がないもの。
 - ③ J I S等規格品であるが、意匠などの加工を加えたもの。
なお、別表2～3のうち、「確認」欄中の「成績」は製作図、カタログ及び製作会社等の成績表の提出を受けて、それらを基に確認するものとする。
- ウ 「照合による検査」の対象品目については、別表1～3において「照合による検査」の対象品目となっているもの又は以下の条件に該当するものとする。
- ① 別表1～3に記載のない品目のうち、「試験を行う検査」及び「確認による検査」の対象品目以外のもので、以下のいずれかの条件に該当するもの。
 - (a) J I S等規格品で、規格を証明するマークが表示されているもの。
 - (b) J I S等規格品で、規格証明書が添付されており、照合ができるもの。
- エ 「書類による検査」の対象品目については、土木工事において以下のいずれらかの条件に該当するものとする。
- ① 「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象品目に規定されているもので、施工管理記録等により品質が確認できるもの。
なお、対象品目については、「土木工事施工管理基準 別表-2 品質管理基準」を参照する。また、施工管理記録については、「土木工事施工管理基準 6. 記録の提出」を参照する。
 - ② 「アスファルト混合物事前審査制度」の対象品目に規定されているもの。
 - ③ 「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」の対象となる橋りょう工事に使用するもの。
書類による検査は、使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を審査することにより判定し、使用後に「土木工事施工管理基準」等に基づく施工管理の記録、理化学試験の結果、出来形及び工事記録写真等により確認するもの

とする。

なお、出来形については、「土木工事施工管理基準 別表－1 出来高管理基準」を参照する。

また、「土木工事施工管理基準」、「鋼けた製作に係わる社内検査実施要領」、「アスファルト混合物事前審査制度実施要領」等に基づき、製作・製造及び施工段階での品質管理を厳密に行うことが前提である。

(2) 数量検査

原則として、ブロック類のように、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形等により使用後の間接的に把握する方法（出来形による検査）とし、杭等のように、設置後の数量の確認が困難なものについては、使用前に直接、材料を計量する方法（検量による検査）によるものとする。

なお、（出来形による検査）については、「土木工事施工管理基準 別表－1 出来形管理基準」を参照する。

2 検査方法の変更

各材料について、第1項の区分により検査方法を別表1～3のとおり定めたが、材料、工事種別、材料製造者等の事情に例外的な場合もあることを考慮して変更の余地を残すものである。

3 特殊な品目の検査方法

別表1～3に定めのない特殊な品目の材料検査の検査方法は、特記仕様書に定められているものを除き、検査員と監督員が協議して、第7（材料検査の方法）に準じて定めるものとする。

4 素材としての材料の取扱い

材料検査は、現場で使用する状態で行うものとし、工事で素材として使用するもの（生コンクリートの骨材、セメント及びアスファルト混合物の骨材、アスファルト等）については、配合報告書等で確認することとし、材料検査は行わないものとする。ただし、検査職員が必要と認める場合については、材料検査を行わなければならない。

なお、配合計画書の提出様式については、「土木工事施工管理基準 別紙1」を参照する。

(理化学試験の手続き等)

- 第8 検査職員は理化学試験の供試料を採取するときは、契約の相手方の立会いのうえ行う。ただし、材料の性質上搬入後ただちに使用する材料については、契約の相手方に採取方法を指示して行わせることができる。
- 2 検査職員は、採取した供試料を送付するときは、供試料に打刻又は封印をしなければならない。
- なお、検査員（監督員が検査を行う品目については工事等の主管課長）が必要ないと認めた場合は、この限りでない。

[解 説]

- 1 第1項のただし書は、監督員が常時現場にいる体制でないことを考慮し、監督員が行うこととなっている材料について特例を設けたものであり、材料の性質上搬入後ただちに使用される材料については、供試料の採取を自ら行わず、契約の相手方に採取方法を具体的に指示して行わせることができるものとする。
- 2 第2項のなお書は、土木工事において検査職員の打刻又は封印を省略する場合もあるため、検査員（監督員が検査を行う品目については、工事等の主管課長）の判断により変更の余地を残すものである。

(技術的基準)

- 第9 土木材料検査の技術的基準は、別表－4に示すとおりである。なお、この技術的基準に定めのないものについては、土木材料仕様書、J I S等の規格及び特記仕様書等に定めるところによる。

[解 説]

土木工事については、別表－4（東京都建設局材料検査実施基準を準用）によることとし、これに定めのないものについては、土木材料仕様書及び特記仕様書等によるものとする。

また、建築工事、設備工事については、当部においては技術的基準が定められていないので、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都電気通信設備工事標準仕様書、J I S等の規格及び特記仕様書等によるものとする。

(材料検査の結果判明後の措置)

- 第10 検査員は、材料検査を完了したときは、速やかに契約の相手及び監督員に合否を通知し、不合格がある場合は、ただちに契約の相手方にこれを引き取らせなければならない。
- 2 監督員は、材料検査の結果、不合格品がある場合は、契約の相手方に通知し、ただちにこれを引き取らせなければならない。

3 前項において、材料の性質上、使用後に理化学試験の結果不合格と判明した場合又は書類による検査で使用後に不合格となることが判明した場合は、工事等の主管課長に報告のうえ、指示を待って処理しなければならない。

[解説]

1 監督員が検査する場合は、材料の性質上、使用後に理化学試験成績の不合格が判明する場合や、「書類による検査」において、使用後に施工管理記録等により確認する段階で不合格となることが判明する場合がある。この場合、構造物の取りこわしや別の方法による検査のやり直し等が予想されるので、工事等の主管課長の指示により処理するものとする。

2 契約の相手方に不合格となった材料を引き取らせる場合は、書面（指示書、善指示書及び改善命令書）による。ただし、緊急を要する場合は、口頭による指示を行い、後日書面により指示内容を確認するものとする。

なお、書面の様式は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」によるものとする。（「指示書」：別記様式土第 104 号、「改善指示書」：別記様式土第 104 号の 2、及び「改善命令書」：別記様式土第 104 号の 3）

(材料検査の結果報告)

第 11 監督員は、監督員が材料検査を行う品目の材料検査が全て完了したときは、契約の相手方に材料搬入実績調書を提出させ、取りまとめのうえ工事等の主管課長に報告する。

2 監督員は、監督員が材料検査を行う品目の材料検査について、次に掲げる各号に該当する場合は、その都度、工事等の主管課長に報告する。

- ① 使用前に不合格と認めて引取りを指示したとき。
- ② 使用後に理化学試験の結果が不合格と判明したとき。
- ③ 書類による検査の結果が、不合格と判明したとき。

[解説]

1 「材料搬入実績調書」（別記様式工第 136 号）は、「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」に定める様式を使用する。

2 「材料搬入実績調書」には、「材料搬入実績内訳調書」（別記様式工第 137 号）を添付し報告するものとする。

3 第 2 項第 1 号に定める場合の報告は、その都度、工事等の主管課長に報告することとし、第 2 項第 2 号に定める場合の報告は、試験研究機関等の発行した試験成績表等によるものとする。

また、第 2 項第 3 号に定める場合の報告は、「土木工事施工管理基準」等に基づく施工管理の記録等によるものとする。

(単価契約における材料検査)

第 12 単価契約における材料検査は、全て監督員が行うものとし、検査方法は、この基準の別表 1～3 又は特記仕様書に定められているものを除き、工事等の主管課長の指示を受ける。

なお、第 3、第 5 及び第 10 の規定は適用しない。

[解 説]

単価契約で処理する工事は、現場が広範囲に散在していたり工事の施行が継続的にひん発したりするため、検査員の検査になじまないものである。従って、別表 1～3 の検査の区分に関係なく、すべて監督員が材料検査を行うものとする。

なお、別表 1～3 に記載がなく、特記仕様書にも定めのない品目の検査方法は、工事等の主管課長の指示を受けるものとする。

(建築工事に付随する設備工事等における材料検査)

第 13 建築工事に付随する設備工事等における材料検査は、別に検査事務の主管課長の指示を受ける。

[解 説]

1 建築工事に付随する設備工事とは次のものをいう。

- (1) 再開発事業等の大規模な設備工事
- (2) 建築工事との合併工事

2 これらの工事については、当部以外の材料検査実施基準等により施行される場合もあること等を考慮して、検査事務の主管課長の判断に委ねるものとする。

(建築工事監理における材料検査)

第 14 建築工事監理における材料検査は、別に検査事務の主管課長の指示を受ける。

[解 説]

建築工事監理における材料検査は、別途工事監理委託特記仕様書により施行される場合もあることを考慮して、検査事務の主管課長の判断に委ねるものとする。

別表－ 1

品目別の執行区分及び検査方法

(土木工事)

別表 1

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要	
				品質				数量		承諾	監督		
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形				
101	洗砂利		○		○					○		○	
102	コンクリート用砕石		○				○			○		○	
103	コンクリート用砕砂		○				○			○		○	
104	コンクリート用洗砂		○		○					○		○	
105	アスファルト混合物用洗砂												注 3
106	構造用軽量コンクリート骨材												注 3
107	砂		○		○					○		○	
108	クラッシュラン		○				○	○		○		○	注 11、注 13
109	再生クラッシュラン		○		○			○		○		○	注 11、注 13
110	再生砕石 (擁壁等裏込め用)		○										注 13
111	再生砂 (RC-10)		○		○					○		○	
112	粒度調整砕石		○				○	○		○		○	注 11、注 13
113	再生粒度調整砕石		○		○			○		○		○	注 11、注 13
114	単粒度砕石		○				○			○		○	
115	スクリーニングス												注 3
116	砕石ダスト		○		○					○		○	
117	道路用鉄鋼スラグ		○	○			○	○		○		○	高炉除冷スラグのみ試験 注 11、注 14
118	舗装用石粉		○				○			○	○		
119	割ぐり石		○		○					○		○	
120	玉石		○		○					○		○	
121	改良土		○		○					○		○	
121	流動化処理土		○		○					○		○	
122	粒状改良土		○		○					○		○	
123	アスファルト混合物用溶融スラグ (注-1)		○		○					○		○	
124	アスファルト混合物用汚泥焼却灰 (注-1)		○		○					○		○	
125	コンクリート用再生骨材 H		○				○			○		○	すりへり減量は砕石に適用

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
				品質				数量				
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
201	一般構造用圧延鋼材		○			○		○		○		注4
202	溶接構造用圧延鋼材		○			○		○		○		注4
203	溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材		○			○		○		○		注4
204	ねずみ鉄品	○	○			○		○	○			注18
205	球状黒鉛鉄品	○	○			○		○	○			注18
206	炭素鋼鋳鋼品	○	○			○		○	○			注18
207	炭素鋼鍛鋼品	○	○			○		○	○			注18
208	配管用炭素鋼管		○			○		○	○	○		注2
209	一般構造用炭素鋼管		○			○		○	○	○		注2
210	一般構造用軽量形鋼		○			○		○	○	○		注2
211	ステンレス鋼材		○			○		○	○	○		注2
212	ミーハナイトメタル		○		○			○		○		
213	アルミニウム合金鋳物		○			○		○	○			
214	アルミニウム合金押出形材		○			○		○		○		
215	鉄筋コンクリート用棒鋼		○			○		○	○			
216	PC鋼線及びPC鋼より線		○			○		○	○			
217	PC鋼棒		○			○		○	○			
218	鋼管ぐい		○			○		○	○		○	注2
219	H形鋼ぐい		○			○		○	○		○	注2
220	熱間圧延鋼矢板		○			○		○	○		○	注2
221	溶接用熱間圧延鋼矢板		○			○		○	○		○	注2
222	鋼管矢板		○			○		○	○		○	注2
223	軽量鋼矢板		○		○			○		○		
224	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット		○			○		○	○			六角ナット、平座金含む
225	摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット		○			○		○	○			六角ナット、平座金含む
226	タイロッド類		○	○				○	○	○		注2
227	スタッド		○			○		○	○			
228	鉄網		○		○			○		○		

番号	品名		執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
					品質				数量				
					検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	
229	溶接金網			○			○			○		○	
230	ひし形金網			○			○			○		○	
231	クリンプ金網			○			○			○		○	
232	ネットフェンス構成部材			○			○			○		○	
233	亜鉛めっき鉄線製かご類			○			○			○		○	
234	道路びょう			○		○				○		○	
235	反射性道路びょう			○		○				○		○	
236	防護さく			○		○				○		○	
237	道路	路側式		○		○				○		○	
	標識	オーバークラック式		○		○				○	○		
238	道路反射鏡			○		○				○		○	
239	視線誘導標			○		○				○		○	
240	街灯用テーパーポール		材料検査実施基準 別表3-1によること										
241	道路照明用器具		材料検査実施基準 別表3-2によること										
242	橋梁用高降伏点鋼板(SBHS)			○			○			○		○	
243	ねじふし鉄筋及び継手			○			○			○		○	
301	ポルトランドセメント			○			○			○		○	注6
302	高炉セメント			○			○			○		○	注6
303	エコセメント			○			○			○		○	注6
304	フライアッシュ			○			○			○		○	注6
305	安定処理用石灰			○			○			○		○	注6
306	セメント系固化材			○		○				○		○	注6
307	一般用レディミクストコンクリート			○	○				○		○	○	注13、注15
308	舗装用レディミクストコンクリート			○	○				○		○	○	注13、注15
309	水中用レディミクストコンクリート			○	○				○		○	○	注13、注15
310	再生骨材Mを用いたコンクリート			○	○				○		○	○	
311	再生骨材Lを用いたコンクリート			○	○				○		○	○	
312	セメント処理混合物			○	○				○		○	○	注11

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
				品質				数量				
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
313	遠心力鉄筋コンクリート管		○			○		○			○	
314	プレストレストコンクリート管		○			○		○		○		
315	舗装用コンクリート平板		○			○		○	○			
316	視覚障害者誘導用ブロック		○			○		○	○			
317	インターロッキングブロック		○			○		○	○			
318	鉄筋コンクリートU形		○			○		○		○		
319	鉄筋コンクリートU形用ふた		○			○		○		○		
320	鉄筋コンクリートL形		○			○		○		○		
321	鉄筋コンクリート特殊L形		○			○		○		○		(鉄筋コンクリートU形ふた掛け用)
322	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊		○			○		○		○		(場所打側溝ふた掛け用)
323	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊		○			○		○		○		(国土交通省型)
324	コンクリート境界ブロック		○			○		○		○		
325	歩車道境界特殊コンクリートブロック		○			○		○		○		
326	セミフラット型街きよ		○		○			○	○			
327	集水ますブロック類		○		○			○		○		(街きよ用、L形用、U形用)
328	鋳鉄製格子形集水ます用ふた		○		○			○		○		
329	汚水ます(L形・円形)ブロック類		○		○			○		○		
330	人孔側塊		○			○		○		○		
331	人孔床版塊		○		○			○		○		
332	人孔ふた		○			○		○	○			
333	人孔付属物		○		○			○		○		
334	植樹帯用コンクリートブロック		○		○			○		○		
335	道路浸透ます(コンクリート枠)		○		○			○		○		
336	公園用ハンドホール		○		○			○		○		
337	鉄筋コンクリート境界標杭		○		○			○		○		

番号	品名		執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
					品質				数量				
					検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	
338	コンクリート積みブロック			○	○					○	○		
339	空洞コンクリートブロック			○				○		○	○		
340	プレストレストコンクリート矢板			○				○		○	○		
341	遠心力鉄筋コンクリートぐい			○				○		○	○		
342	プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい			○				○		○	○		注 17
343	道路橋用プレストレストコンクリート橋げた			○				○		○	○		
344	鉄筋コンクリート管(ソケット)			○				○			○		
345	プレキャスト街きよブロック			○		○				○	○		
346	信号機用ハンドホール			○		○				○	○		
401	石油	ストレート 20~40											注 3
	アスファルト	ストレート 40~120											注 3
402	ポリマー改質アスファルトⅠ型												注 3
403	ポリマー改質アスファルトⅡ型												注 3
404	ポリマー改質アスファルトⅢ型												注 3
405	ポリマー改質アスファルトⅢ型-W												注 3
406	ポリマー改質アスファルトⅢ型-WF												注 3
407	ポリマー改質アスファルトH型												注 3
408	ポリマー改質アスファルトH型-L												注 3
409	ポリマー改質アスファルトH型-M												注 3
410	熱硬化性エラストマー入りアスファルト												注 3
411	脱色バインダ												注 3
412	トリニタットレイクアスファルト												注 3
413	硬質アスファルト												注 3
414	石油アスファルト乳剤			○			○			○	○		
415	改質アスファルト乳剤			○		○				○	○		
416	タヤ付着抑制型アスファルト乳剤			○		○				○	○		
417	アスファルト混合物 (細粒度・密粒度、密粒度キャップ・開粒度1号、2号粗粒度・ボース)			○					○	○	○		注 5
418	再生加熱アスファルト混合物 (再生密粒度・再生粗粒度)			○					○	○	○		注 5
419	ポリマー改質再生アスファルト混合物			○					○	○	○		注 5
420	クースアスファルト混合物			○					○	○	○		注 5

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
				品質				数量				
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
421	常温混合物		○				○		○	○		注5
422	重交通対応・全天候型常温混合物		○				○		○	○		注5
423	アスファルト処理混合物		○				○		○	○		注5
424	再生加熱アスファルト処理混合物		○				○		○	○		注5
425	半たわみ性アスファルト混合物		○				○		○	○		注5
426	保水性アスファルト混合物		○				○		○	○		注5
427	ポ-ラスエポキシアスファルト混合物		○				○		○	○		注5
428	接着剤(橋面舗装用)		○		○				○	○		
429	防水材 (橋面舗装用)	合成ゴム系溶剤型	○		○				○	○		
		瀝青系加熱型	○		○				○	○		
		シート系	○		○				○	○		
		貼付用アスファルト	○		○				○	○		
430	目地材(橋面舗装用)		○		○				○	○		
501	エッチングプライマー		○			○		○		○		注4
502	ジンクリッチプライマー		○		○			○		○		注4
503	ジンクリッチペイント		○		○			○		○		注4
504	一般用さび止めペイント		○			○		○		○		注4
505	鉛・クロムフリーさび止めペイント		○			○		○		○		注4
506	合成樹脂調合ペイント		○			○		○		○		注4
507	エポキシ樹脂塗料下塗り		○		○			○		○		注4
508	超厚膜形エポキシ樹脂塗料		○		○			○		○		注4
509	変性エポキシ樹脂塗料		○		○			○		○		注4
510	ふっ素樹脂塗料		○		○			○		○		注4
511	道路標示塗料		○		○				○	○		
512	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料		○		○							注4
513	構造用さび止めペイント		○			○		○		○		注4
514	鋼構造物用耐候性塗料		○			○		○		○		注4

番号	品名		執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
					品質				数量				
					検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	
601	樹木・株物	樹木	○		○				○			○	
		株物	○		○					○		○	
602	芝		○		○					○		○	
603	地被植物・草花		○		○					○		○	
604	植栽保護材料		○		○					○		○	
605	土壌及び土壌改良材	土壌	○		○					○		○	
		土壌改良材	○		○				○			○	
606	肥料・農薬		○		○				○		○		
701	目地板		○		○				○		○		
702	注入目地材		○		○				○		○		
703	ポリ塩化ビニル止水板		○				○		○		○		
704	硬質塩化ビニル管		○				○		○		○		
705	エポキシ樹脂モルタル		○		○				○		○	注4	
706	高輝度反射材		○		○				○	○			
707	地点票		○		○				○		○		
708	付着防止剤		○		○				○		○		
709	ライナープレート		○		○				○	○			
710	EPS (軽量盛土工法用発砲スチロール)		○		○				○		○		
711	硬質骨材 (すべり止め舗装用)		○		○				○		○		
712	低騒音舗装用排水パイプ		○		○				○		○		
	造園材料 (石材)		○		○				○	○		○	注2
	造園材料 (木材)		○		○				○	○		○	注2
	組立人孔 (規格品)		○				○		○	○			注8
	組立人孔 (特殊品)		○		○				○	○			
	通信用塩化ビニル管 (PV管)		○				○		○		○		
	通信用塩化ビニル管ダクトケーブル		○				○		○		○		
	通信用塩化ビニル管用管枕		○		○				○		○		
	通信用塩化ビニル管用潤滑剤		○		○				○		○		
	電力用塩化ビニル管 (SVP管)		○				○		○		○		

番号	品名	執行区分		検査方法						提出書類の区分		摘要
				品質				数量				
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形	承諾	監督	
	電力用塩化ビニル管ダクトケーブル		○			○		○		○		
	電力用塩化ビニル管用管枕		○		○			○		○		
	電力用塩化ビニル管用接着剤		○		○			○		○		
	電線共同溝U型ボックス(特殊部)	○	○		○			○		○		注9、注18
	電線共同溝鋳鉄製蓋	○	○		○			○		○		注9、注18
	電線共同溝ふた用銘板		○		○			○		○		注9
	電線共同溝用埋設シート		○		○			○		○		注9
	低騒音舗装用排水パイプ		○		○			○		○		
	アルミニウム高欄・柵		○		○				○	○		
	プレキャスト街きよブロック		○		○				○	○		
	当区以外の管理者が使用を定めている物品		○		○				○	○		注16

注1) 提出書類の区分の欄の「承諾」とは「承諾申請書」を、「監督」とは「監督員資料」のことをいう。

注2) 検査方法のうち、数量の欄の「検量」と「出来形」の両方に○印を付した材料は、原則として、設置後の数量の確認が容易なものについては、出来形による検査とし、設置後の数量の確認が困難なものについては、検量による検査とする。

注3) 主に工場で素材として使用する材料は、材料検査は不要とし、執行区分、検査方法、提出書類の区分の欄を空欄とした。

なお、事前審査制度の対象となっていない工場の素材として使用する場合や、素材以外に材料として使用する場合は、工事等の主管課長の判断により検査方法等を決定する。

注4) 材料番号 201～203、501～510、512～514 及び 705 の材料で、橋梁工事に使用するもので、「鋼けた製作に係わる社内検査要領」の対象となるものについては、品質検査の区分は「書類による検査」とするが、検査方法は同要領に基づくものとする。

注5) 材料番号 417～427 のアスファルト混合物のうち、「アスファルト混合物事前審査制度」の対象となっているものについては「事前審査認定書(写)」を提出し、なっていないものについては、配合報告書を作成し「承諾申請書」を提出のうえ、「試験を行う検査」により品質を確認するとともに、試験研究機関の試験結果を提出するものとする。

注6) 材料番号 301～306 の材料は、手練りコンクリートや地盤改良工等において、工事現場で使用する限り、材料検査を行う。

- 注7) 材料検査の技術的基準は、「土木材料仕様書」及び「特記仕様書」等によるものとする。
なお、材料の技術的基準は試験を行う検査として定められた材料又は確認を検査に代えた材料における検査の頻度・方法について、定めたものである。
- 注8) 「(財)日本下水道協会」の認定適用資器材(Ⅱ類)並びに認定資器材を使用する場合に適用する。検査に当たっては、当該製品に表示(刻印等)されている認定標章(マーク)を確認する。
- 注9) 材料の仕様は監督員の指示による。
- 注10) 本表の材料番号は「土木材料仕様書」の材料番号と同一のものである。
- 注11) 材料番号108~113、117及び312の材料で、「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象となる舗装材料として使用するものについては、品質検査の区分は「書類による検査」とし、提出書類の区分は「監督員資料」とする。
- 注12) 土木工事については、「材料承諾申請書等提出要領」に基づき、承諾申請書又は監督員資料の提出対象になっていないものについても、監督員の指示により、その他の資料を提出する。
- 注13) 供給者別に試験成績表を提出する。
- 注14) 試験研究機関の試験結果を提出する。
- 注15) 配合報告書を提出する。
- 注16) 国都区市町村への接続が行われる道路工事等において、相手方の管理区分内に相手方が求める仕様に基づいた構造物(街路灯、標識、防護柵等)を築造することがある。この場合は、相手方の仕様を承諾書に添付する。
- 注17) JIS等規格品以外は土木材料仕様書に従い試験が必要となる。
- 注18) 次の部材は本基準 第3(材料検査の執行区分)の2に基づき適正に対応すること。
・電線共同溝部材(強度計算、現場加工を要する部材)
・橋梁重要部材(支承、伸縮装置、落橋防止装置、変位制限装置)

材料検査の技術的基準（別表－４）に関する注意事項

（注－１） 製造元が発行する品質証明書により、行うものとする。

（注－２） 鉄筋コンクリート用棒鋼の引張試験に用いる試料の長さは、表１－２のとおりとする。

別表 1－2

鉄筋の種類	試料の長さ (cm)
鉄筋径 ≤ 32 mm	50 cm以上
鉄筋径 > 32 mm	70 cm以上

（注－３） 確認にかえて試験を行う場合は、表１－３によるものとする。

別表 1－3

	確認を試験にかえた場合に行う項目	試験採取量
ボルト試験片	引張り	2 個
ボルト製品	引張り (引張荷重)	3 個
	硬 さ	3 個
ナット製品	引張り (引張荷重)	2 個
	硬 さ	3 個
座金製品	硬 さ	3 個
セット	トルク係数値	3 個
	締付軸力	5 個

（注－４） 土木材料仕様書に定められている品質規程の全部の項目について行うものとする。

（注－５） 土木工事施工管理基準等によるものとする。

別表－ 2

品目別の執行区分及び検査方法 (建築工事)

別表 2

区 分	品 名	監督員検査			摘 要	
		検査の方法				
		試 験	確認			照 合
			成 績	製作図 及びカタログ		
土工事	割り石、砂利、再生砕石等	別表 1 による				
地業工事	PHC 杭 A 種、B 種、C 種				○	
鉄筋工事	異形棒鋼				○	
	スパイラルフープ				○	
	溶接金網				○	
コンクリート 工事	生コンクリート	○			ただし、「土木工事施工管理基準」に基づく施工管理対象工事は別表 1 による	
鉄骨工事	等辺山形鋼				○	
	不等辺山形鋼				○	
	溝形鋼				○	
	I・H形鋼				○	
	外法H形鋼				○	
	平鋼				○	
	縞鋼板				○	
	軽量形鋼				○	
	デッキ・キーストンプレート			○		
	アンカーボルト				○	
	高力ボルト				○	
	特殊高力ボルト			○		
	フラットデッキ			○		
既製コンクリート 工事	空洞コンクリート				○	
	れんが			○		
	れんがブロック			○		

区 分	品 名	監督員検査			摘 要	
		検査の方法				
		試 験	確 認			照 合
			成 績	製作図 及びカタログ		
防水工事	アスファルト防水材		○			
	合成高分子ルーフィング防水材		○			
	塗膜防水材		○			
	モルタル防水材		○			
	ポリエチレンフィルム		○			
	合成樹脂発砲体		○			
	れき青質板		○			
	アルミアングル		○			
	シーリング材		○			
石工事	花こう岩		○			
	大理石		○			
	テラゾブロック		○			
タイル工事	タイル		○			
木工事	木材（構造材、端材、造作材、板材、合板）		○			
	釘金物類		○			
	接着剤		○			
	防腐材		○			
金属工事	縦樋（白ガス管）			○		
	〃（塩ビ管）			○		
	インサート		○			
	コーナービード		○			
	床目地棒		○			
	ルーフドレイン		○			
	マンホールふた		○			

区分	品名	監督員検査			摘要	
		検査の方法				
		試験	確認			照合
			成績	製作図 及びカタログ		
金属工事	階段ノンスリップ		○			
	軽量鉄骨		○			
	天井点検口		○			
	床点検口		○			
左官工事	石こうプラスター		○			
	外装塗材（厚、薄）		○			
	内装塗材（厚、薄）		○			
	複層仕上塗材		○			
	下地調整材		○			
	床セルフレベルリング材		○			
建具工事	木製建具		○			
	建物金具		○			
	襖		○			
	天袋・地袋		○			
	障子		○			
	金属建具		○			
	シャッター		○			
ガラス工事	ガラス		○			
	ガラス副資材（ガスケット、油性パテ、シーリング）		○			
塗装工事	合成樹脂調合ペイント（SOP）			○		
	フタル酸樹脂エナメル（FE）			○		
	合成樹脂エマルジョン（EP）			○		
	塩化ビニルエナメル（VP）			○		
	アクリル樹脂エナメル（AE）			○		

区分	品名	監督員検査			摘要	
		検査の方法				
		試験	確認			照合
			成績	製作図 及びカタログ		
塗装工事	クリアラッカー (CL)				○	
	油性ステン (OS)				○	
内外装工事	畳			○		
	ビニル系床シート			○		
	ビニル床タイル			○		
	ソフト幅木			○		
	石膏ボード			○		
	ケイ酸カルシウム板			○		
	セメント板			○		
	ロックウール化粧吸音板			○		
	ポリスチレンフォーム板			○		
	クロス			○		
	ロックウール (半乾式) (湿式)			○		
	屋根折板			○		
	塗り床材(セメント系、珉系、珉系)			○		
	グラスウール			○		
	パーティクルボード			○		
	合板 (特殊)			○		
	フローリング			○		
じゅうたん			○			
仕上ユニット工事	黒板			○		
	チョークボックス			○		
	ピクチャーレール			○		
	掲示板			○		

区分	品名	監督員検査			摘要	
		検査の方法				
		試験	確認			照合
			成績	製作図 及びカタログ		
仕上ユニット工事	室名板		○			
	流し台		○			
	コンロ		○			
	吊り戸棚		○			
外構整備工事	アスファルト舗装	別表1による				
	インターロッキングブロック		○			
	メトロレンガ		○			
	鉄筋コンクリートU形溝			○		
	コンクリートU形溝ふた			○		
	U形溝グレーチングふた		○			
	鉄筋コンクリート特殊L形溝ふた			○		
	鉄筋コンクリートL形溝			○		
	地先境界ブロック			○		
	歩車道境界ブロック			○		
	ネットフェンス		○			
	排水ヒューム管			○		
	円形人孔（組立て）			○		
	車止め		○			
学校体育 施設工事	浸透集水管 (コンクリート系FP、ポリ系ドレインパイプ)		○			
	グラウンド・テニスコート舗装材		○			
	支柱用埋筒		○			
	テニスコートライン		○			
	コートポイント		○			
	礎石、角石		○			

区 分	品 名	監督員検査			摘 要	
		検査の方法				
		試 験	確 認			照 合
			成 績	製作図 及びカタログ		
学校体育 施設工事	体育館床		○			
	器具用床埋込金物		○			
	コートライン		○			
	防球ネット		○			
	肋木		○			
	クライミングロープ		○			
	ダンスバー		○			
	柔道畳		○			
植栽工事	樹木・芝・植栽材等	別表 1 による				

別表－ 3

品目別の執行区分及び検査方法 (設備工事)

別表－ 3－ 1 電気設備工事

別表－ 3－ 2 機械設備工事

別表－ 3－ 3 水門、排水ポンプ設備工事

別表—3—1 材料検査の品目別執行区分及び検査方法 (電気設備工事)

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査		摘 要	
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認			照 合
成 績	製作図 及びカタログ					
1 電線類	電線 (規格品)				○	注参照
	電線 (規格品外)			○		
	ケーブル (規格品)				○	注参照
	ケーブル (規格品外)			○		
	端末処理材 (高圧用)			○		
2 電線管 類及び ボックス 類	電線管類及び付属品 (規格品)				○	注参照
	電線管類及び付属品(規格品外)			○		
	P F管、CD管、VE管及び付属品			○		
	波付ポリエチレン管及び付属品			○		
	プルボックス			○		
	ケーブルラック及び付属品			○		
	バスダクト			○		
	金属ダクト			○		
	フロアダクト及び付属品			○		
	ライティングダクト			○		
	金属製線び			○		レースウェイ等
合成樹脂線び (規格品)				○	モール、注参照	
3 配線器 具及び 電気器 具	光電式自動点滅器				○	注参照
	タイマー等			○		
	電極棒類、フロートスイッチ等			○		
	リレー・マグネットスイッチ等			○		
	配線器具 (規格品)				○	埋込、露出スイッチ、 コンセント等、注参照
	換気扇 (住宅用)			○		

注) 規格は添付別表または工事標準仕様書引用規格等を参照

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
			成 績	製作図 及びカタログ		
3 配線器具及び電気器具	換気扇（住宅用以外）		○			
	有圧換気扇		○			
4 がいし類及びコンクリート製品	がいし類（規格品）				○	注参照
	支持金物類			○		
	電柱(コンクリート柱)及び根かせ類			○		
	電柱（鋼管柱）			○		
	装柱材			○		
	ハンドホール類			○		既製ハンドホール 鋳鉄蓋、地中箱
	標識及び地中電線路表示シート			○		接地標、ケーブル埋 設標、埋設用シート
5 電力機器	高圧受配電盤（キュービクルを含む）	○				
	計器類			○		
	計器用変流器・変圧器			○		
	継電器類 （電子式又は静止式を含む）		○			GR、OCR等
	断路器			○		
	高圧カットアウト			○		
	高圧開閉器及び接触機		○			
	高圧しゃ断器		○			
	電力ヒューズ				○	注参照
	変圧器			○		
	〃（特高、特注）	○				
	高圧コンデンサ、リアクトル			○		
	変電室用金物類			○		保護金網、縞鋼 板、フレーム等

注) 規格は添付別表または工事標準仕様書引用規格等を参照

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法		照 合	
		試 験	確認			
	成 績		製作図 及びカタログ			
5 電力機 器	母線材			○		
	接地材			○		
	変電室付属品			○		耐電板、ゴム手袋等
	UGS、GR付きPAS		○			
	避雷器			○		
	電動機（低圧）			○		
	電動機（高圧）	○				
6 避雷針 設備	突針、支持管、導線、接続器等			○		
7 通信用 機器	拡声機器及び付属機器(汎用品)			○		スピーカー、マイクホン、ア ンプ、チャイム、テープレコ ダー、プレーヤー、ラック等
	電話設備（主装置共）			○		インターホン含む
	テレビ共同受信設備材			○		アンテナ、ブースター、 分配器等
	ITV装置			○		
	電気時計			○		水晶式親時計、 太陽電池時計等
8 火災報 知機器	火災報知器、非常通報装置(受信器)			○		総合盤
	感知器類（発信器）				○	規格は消防認定品
	空气管				○	〃
	ベル				○	〃
	標示灯				○	〃
	標識板				○	〃
	消火ポンプ起動リレー				○	〃
	試験器				○	〃
非常通報装置（受信器）			○		押しボタン、 ランプ、電話等	

区分	品名	検査員検査	監督員検査			摘要
		検査の方法	検査の方法			
		試験	確認		照 合	
			成績	製作図 及びカタログ		
8 火災報 知機器	中継器				○	規格は消防認定品
	自動閉鎖装置			○		
9 照明器 具	照明器具			○		
	照明器具（特注品）	○				
	LED 照明器具		○			
	LED 照明器具（特注品）	○				
	灯 柱			○		
	灯 柱（特注品）	○				
	安定器類			○		
	ランプ類				○	注参照
10 盤 類 及び開 閉器類	盤類		○			
	盤類（特注品）	○				
	戸別開閉器			○		パネル形分電盤
	配線用しゃ断器				○	MCB、ELB 盤
	モーターブレーカー 配電函（規格品）			○		鉄箱開閉器
	引込開閉器			○		引込箱
	電磁開閉器				○	注参照
	安全開閉器				○	〃
	ヒューズ類				○	〃
11 発電 装置 (パッケージ型)	パッケージ型発電装置		○			パッケージ型発電機 とは防音ジャケットに 入った一式のもの
12 発電 装置 (パッケージ型 以外)	原動機類(含ガスタービン)	○				
	発電機	○				
	配電盤	○				
	補機附属装置	○				

注) 規格は添付別表または工事標準仕様書引用規格等を参照

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
成 績	製作図 及びカタログ					
13 直流 電源装 置及び 無停電 電源装 置	整流装置	○				
	蓄電池		○			
	UPS（規格品）		○			
	UPS（特注品）	○				
	CVC F（規格品）		○			
	CVC F（特注品）	○				
14 特殊 設備						検査員の指示による
15 特注 製品						検査員の指示による

備考

- 1 東京都電気設備工事標準仕様書にて表記されている試験項目を参考に記す

電力設備工事	機材の試験	2. 1. 17
受変電設備工事	機材の試験	3. 1. 11
静止形電源設備工事	機材の試験	4. 2. 3
発電設備工事	機材の試験	5. 1. 8
弱電設備工事	機材の試験	6. 1. 22
中央監視制御設備工事	機材の試験	7. 1. 5

- 2 国都区市町村が管理する管理区分内に、当該管理者が仕様を定める構造物を築造する場合の検査区分は、監督員検査とする。

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査		摘 要	
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認			照 合
			成 績	製作図 及びカタログ		
1 共通材 料	管及び継手類（規格品）				○	給排水用、注参照
	管及び継手類（規格品外）			○		〃
	弁類（規格品）				○	注参照
	弁類（手動、規格品外）			○		
	弁類（自動、規格品外）		○			
	伸縮継手			○		
	防振継手			○		
	可とう継手			○		
	配管用支持金物			○		
	保温、保冷、防露材料			○		
	バルブボックス(含量水器ボックス)			○		
	ポンプ類		○			
	ポンプ類（特注品）	○				
	ストレーナ（規格品）				○	注参照
	ストレーナ（規格品外）			○		
	Vベルト				○	注参照
	ベアリング				○	〃
塗料				○	〃	
圧力タンク		○				ボイラ及び圧力容器 安全規則による
2 給水設 備	水槽類（鋼板製）	○				
	水槽類（鋼板製組立式）			○		
	水槽類（樹脂製）			○		
	水槽類（木製）	○				

注) 規格は添付別表または工事標準仕様書引用規格等を参照

区分	品名	検査員検査	監督員検査			摘要
		検査の方法	検査の方法			
		試験	確認		照合	
			成績	製作図 及びカタログ		
2 給水設備	水栓類				○	注参照
	ボールタップ、定水位弁			○		
	水栓柱			○		
	流量計			○		
	量水器				○	注参照
3 消火設備	消火ポンプユニット			○		工事標準仕様書 該当適合品
	消火機器			○		〃
	消火器				○	注参照
4 給湯設備	給湯ボイラ		○			
	バーナ			○		
	湯沸器類			○		
	給湯暖房機			○		
	排気筒			○		
	貯湯槽			○		
5 排水通気設備	排水金物（含むトラップ、掃除口）			○		
	通気ガラリ			○		
	ベンドキャップ			○		
	排水ます			○		
	鋳鉄製マンホールふた			○		
	鋳鉄製格子ふた			○		
	コンクリート製ふた			○		
	鋼鉄製ふた			○		

注) 規格は添付別表または工事標準仕様書引用規格等を参照

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
			成 績	製作図 及びカタログ		
6 衛生器 具設備	衛生器具類				○	注参照
	衛生器具類(規格品以外)			○		
	付属金物類			○		
	紙巻器			○		
	鏡			○		
	化粧棚			○		
	水飲器			○		
	水石鹸入			○		
7 ガス設 備	ガスカラン			○		プロパン用
	コック類			○		〃
	燃焼器具類			○		
8 浄化槽 設備	槽本体			○		F R P 槽等
	機器類及び付属材料			○		〃
9 さく井 設備	ストレーナ加工側管			○		
	側管			○		
10 ボイ 設備	オイルストレージタンク	○				
	熱交換器	○				
	各種ボイラ		○			ボイラ及び圧力容器 安全規則による
	バーナ類			○		
	軟水装置			○		
	槽類			○		
	各ヘッド		○			
	オイルサービスタンク			○		
煙突			○			

注) 規格は添付別表または工事標準仕様書引用規格等を参照

区分	品名	検査員検査	監督員検査			摘要
		検査の方法	検査の方法			
		試験	確認		照合	
			成績	製作図 及びカタログ		
10 ボイ 設備	煙道			○		
	レンガ類				○	注参照
	モルタル類				○	〃
	トラップ類				○	〃
	熱管理計器			○		
	耐熱塗料			○		
	濾格子			○		
	軟水器			○		
11 冷凍 機設 備	冷凍機(60 冷凍トン未満)		○			
	冷凍機(60 冷凍トン以上)	○				
	凝縮機			○		
	蒸発器			○		
	レシーバータンク			○		
	オイルセパレータ			○		
	冷凍機付属品			○		
	冷媒弁				○	注参照
12 空気 調和 設備	冷暖房機			○		
	送風機(＃6、φ900 以上)	○				＃=翼直径/150
	送風機(＃6、φ900 未満)		○			〃
	空気調和機		○	○		
	空気濾過器			○		
	伸縮継手			○		
	ダンパ類			○		
	吹出口及び吸込口類			○		

注) 規格は添付別表または工事標準仕様書引用規格等を参照

区分	品名	検査員検査	監督員検査			摘要
		検査の方法	検査の方法			
		試験	確認		照合	
			成績	製作図 及びカタログ		
12 空気 調和 設備	消音装置			○		
	天蓋			○		
	ダクト用補助材料及び支持金物			○		
	風道			○		
	空気調和制御機器			○		
	冷却塔			○		
	放熱器			○		ファンコイルユニット, ファンコンベクタ等
	冷温水発生器(100 冷凍ト未満)		○			
	冷温水発生器(100 冷凍ト以上)	○				
13 その 他設備	昇降機 (規格品)		○			BL 認定品等
	昇降機 (規格品以外)	○				
	ダムエータ			○		
14 機械 駐車 装置	機械駐車装置		○			
15 水処 理装 置	循環浄化装置 (ろ過機)	○				
	〃 (ユニット型)		○			
	ろ材			○		
	熱交換器		○			
	海水仕様ポンプ(φ 80 未満)		○			
	海水仕様ポンプ(φ 80 以上)	○				
16 特殊 設備						検査員の指示に よる
17 特注 製品						検査員の指示に よる

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
成 績	製作図 及びカタログ					
1 単体製 品	水門門扉	○				
	天井走行クレーン	○				
	ワイヤーロープ		○			
	水密ゴム		○			
	開度計		○			
	制動機		○			電磁ブレーキ、油圧 押し上げブレーキ等
	油圧機器		○			油圧ポンプ、油圧 シリンダー等含む
	集中給油装置			○		付属品を含む
	ディーゼル機関	○				主ポンプ用
	流体継手	○				〃
	遠心クラッチ			○		
	減速機類	○				主ポンプ用
	空気圧縮機		○			
	空気槽		○			
	歯車ポンプ		○			
	貯油槽		○			
	オイルサービスタンク			○		
	排水機揚水ポンプ	○				
	吐出管類	○				主ポンプ用
	弁類	○				〃
真空ポンプ		○			付属品を含む	
除塵機	○					

区 分	品 名	検査員検査	監督員検査			摘 要
		検査の方法	検査の方法			
		試 験	確認		照 合	
			成 績	製作図 及びカタログ		
2 部品類	機関等機器部品			○		純正部品
	シリンダーライナ等重要部品		○			
	潤滑油及び作動油				○	注参照
	計器類			○		
	鋼材品			○		カバー、架台、階段 等
	ボルト類			○		JIS 規格品は照 合
3 特殊設 備						検査員の指示に よる
4 特殊製 品						検査員の指示に よる

注) 規格は添付別表または工事標準仕様書引用規格等を参照

別表－４

材料検査の技術的基準

(土木工事)

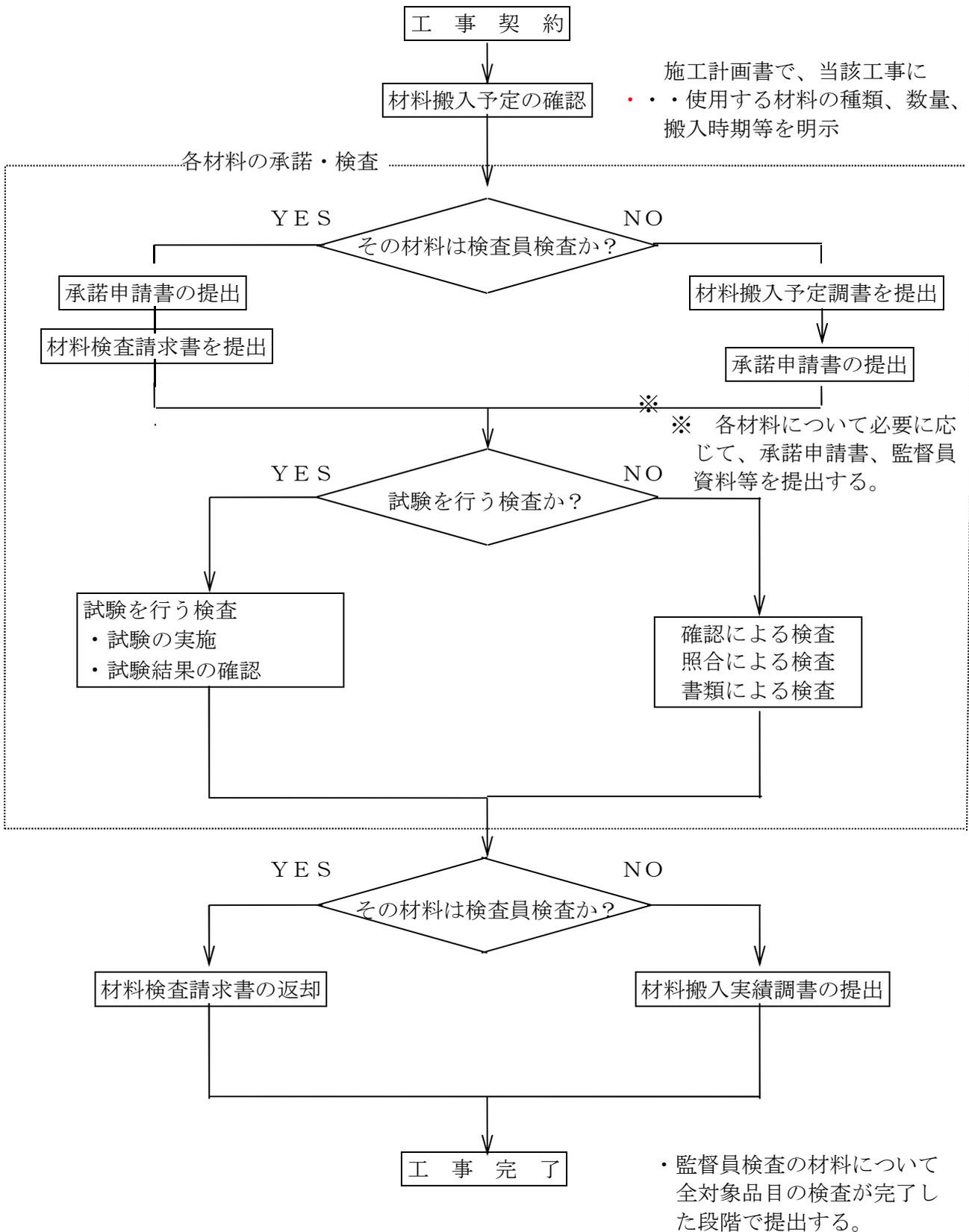
※東京都建設局材料検査実施基準を準用する。

材料検査の手続き

第2章 手続き

1. 材料検査の手続き

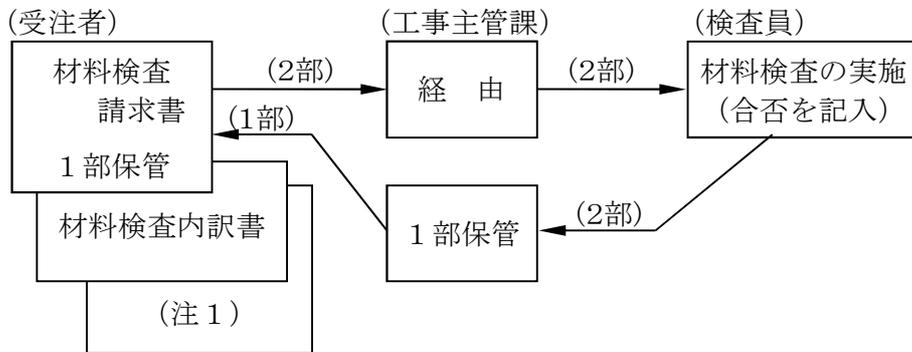
材料検査の手続きは、原則として下図に示すフローによるものとする。



2. 記録の取扱い

材料検査等の書類の流れについては、原則として次のように行う。

(1) 検査員が行う材料検査

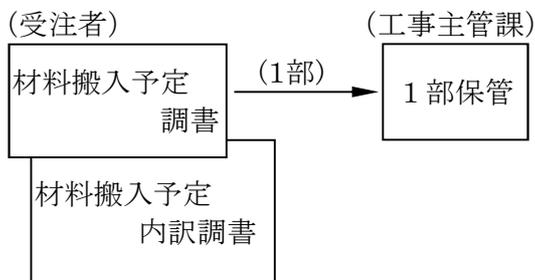


(注1) 材料検査に必要な品質管理上の成績表、規格証明書、材料の試験成績等を添付する。

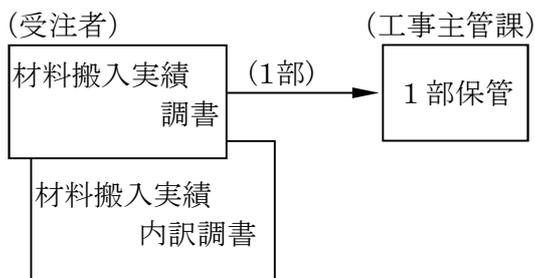
(注2) 材料検査請求書は2部提出し、工事主管課で1部保管し、もう1部は検査終了後に受注者に返却する。

(2) 監督員が行う材料検査

① 「材料搬入予定調書」の提出

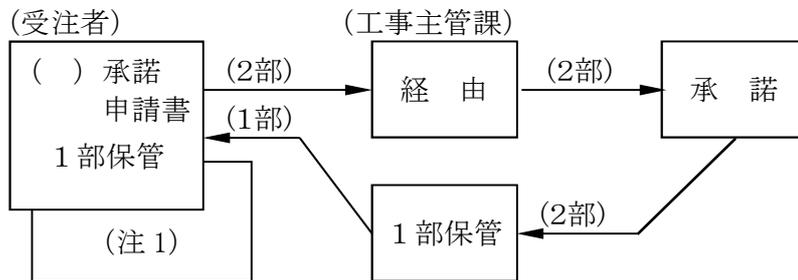


② 「材料搬入実績調書」の提出



(3) 承諾申請書及び監督員資料の提出

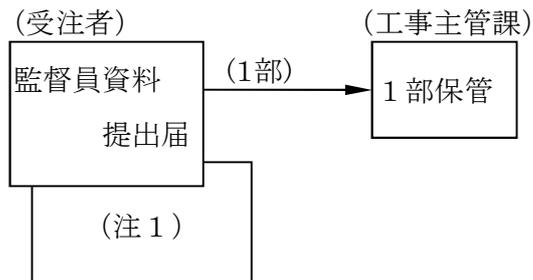
① 承諾申請書の提出



(注1) 材料検査に必要な品質管理上の成績表、規格証明書、材料の試験成績等を添付する。

(注2) 承諾申請書は2部提出し、工事主管課で1部保管し、もう1部は承諾後に受注者に返却する。

② 監督員資料の提出



(注1) 材料検査に必要な品質管理上の成績表、規格証明書、材料の試験成績等を添付する。

提出様式一覧表

様式名	別記様式番号	頁
材料検査請求書	工第 3 号	Ⅱ-23
材料検査内訳書	工第 114 号	Ⅱ-24
材料搬入予定調書	工第 116 号	Ⅱ-25
材料搬入予定内訳調書	工第 117 号	Ⅱ-26
材料搬入実績調書	工第 136 号	Ⅱ-27
材料搬入実績内訳調書	工第 137 号	Ⅱ-28
承諾申請書	工第 110 号	Ⅱ-14
監督員資料提出届	工第 138 号	Ⅱ-20

注 書面の様式は「受注者等提出処理基準・同実施細目」によるものとする。

参 考 资 料

参考－ 1

材料検査に関する規程

材料検査に関する規程

[I] 地方自治法

第 234 条の 2 (契約の履行の確保)

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

[II] 地方自治法施行令

第 167 条の 15 (監督又は検査の方法)

2 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）に基づいて行われなければならない。

[III] 大田区契約事務規則

第 60 条 (監督員及び検査員)

3 監督員又は検査員は、特別の必要がある場合を除き、相互にこれを兼ねることができない。

第 62 条の 2 (監督員の職務の特例)

契約担当者等は、第 64 条第 2 項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、請負契約について契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の検査を監督員に行わせることができる。

第 64 条 (検査員の職務)

2 検査員は、契約の相手方が、その給付を行うために使用する材料について契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づき、その内容及び数量について検査を行わなければならない。

3 前 2 項の場合において必要があると認めるときは、破壊し、若しくは分解し、又は試験して検査を行うことができる。

[IV] 大田区検査事務規程

第 3 条 (検査の種類)

(5) 材料検査 契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の確認をするための検査

第 22 条（材料検査）

検査員は、工事又は製造に使用する材料について、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）により、これらに適合した材料であるかどうかを検査しなければならない。

2 検査員は、材料検査を完了した場合において、契約書、仕様書及び、その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に適合しない材料があるときは、契約の相手方に必要な指示を行うものとする。

第 23 条（工事に係る材料検査の実施基準）

検査員は、前条第 1 項の材料検査のうち工事に係わる材料検査については、別に工事主管部長が定める材料検査の実施基準に基づき、試験、確認その他の方法により行うものとする。

[V] 工事請負契約書(契約約款)

第 13 条（工事材料の品質及び検査等）

工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において発注者又は監督員の検査を受けて使用するものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 発注者又は監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 前項の規定にかかわらず、受注者は、第 2 項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

[VI] 標準仕様書

1 「東京都土木工事標準仕様書」

2. 1. 3 工事材料の検査

2 「東京都建築工事標準仕様書」

1. 4. 4 材料の検査等

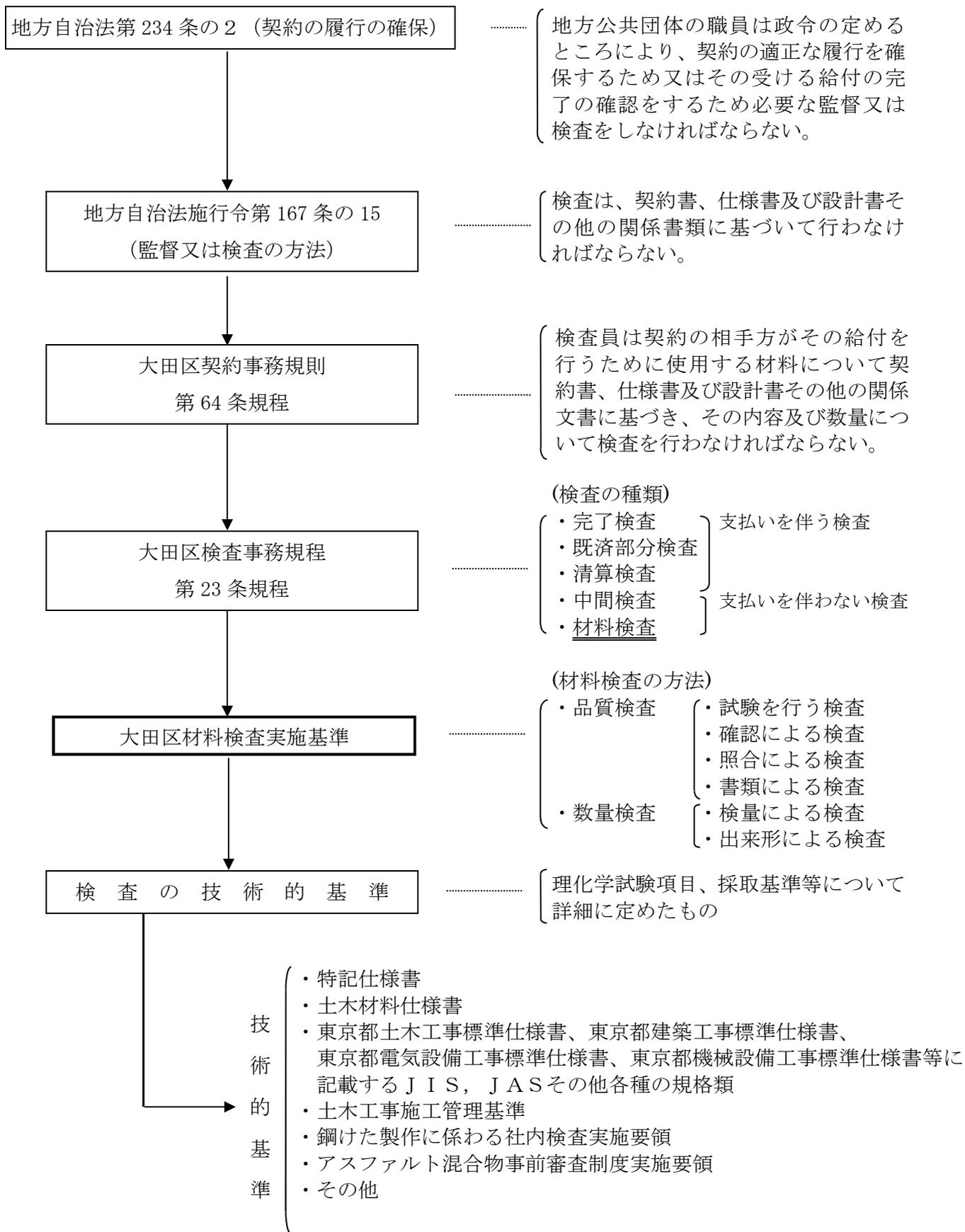
3 「東京都電気設備工事標準仕様書」

1. 4. 4 機材の検査等

4 「東京都機械設備工事標準仕様書」

1. 1. 4. 5 機材の検査等

材料検査実施基準の位置づけ



参考－2

承諾申請書等提出要領

材料承諾申請書等提出要領

制定 平成 14 年 4 月 1 日 土計発第 4 2 4 号

改定 平成 25 年 4 月 1 日 25 都建発第 11580 号

1. 材料承諾申請書の提出

- (1) 「材料検査実施基準」の別表－1において、「提出書類の区分」欄のうち「承諾」の欄に○を付した材料は、承諾申請書を提出する。
- (2) 「材料検査実施基準」の別表－2～3において、「検査の方法」欄のうち「照合」以外の欄に○を付した材料は、承諾申請書を提出する。
- (3) 「材料検査実施基準」第3条第2項の規程に基づき、同基準の別表－1～3に定めのない材料については、検査員と監督員が協議して定めることとしているが、その協議の結果検査を行うこととなった検査員又は監督員が必要と認める場合は、承諾申請書を提出する。
- (4) 「土木工事施工管理基準」の品質管理基準に承諾申請書を提出することが定められている材料については、承諾申請書を提出する。
- (5) 承諾申請書の様式は「受注者等提出書類処理基準」別記様式工第110号（承諾申請書）による。

2. 監督員資料の提出

- (1) 「材料検査実施基準」の別表－1において、「提出書類の区分」欄のうち「監督」の欄に○を付した材料は、監督員資料を提出する。
- (2) 「材料検査実施基準」第3条第2項の規程に基づき、同基準の別表－1～3に定めのない材料については、検査員と監督員が協議して定めることとしているが、その協議の結果検査を行うこととなった検査員又は監督員が必要と認める場合は、監督員資料を提出する。
なお、監督員資料は土木工事のみ提出する。
- (3) 監督員資料の様式は「受注者等提出書類処理基準」別記様式工第138号（監督員資料提出届）による。

3. その他の資料の提出

- (1) 土木工事においては、「材料検査実施基準」の別表－1に記載された材料で、承諾申請書又は監督員資料の提出対象になっていないものについても、同基準第7条第1項の規程に基づき、材料検査に必要な資料を提出する。
なお、この場合においても、使用材料が大量な場合や施工管理状況等により監督員が必要と認める場合は、適宜、承諾申請書、監督員資料の提出を求めるものとし、以下の例のような場合に適用する。
 - ① 通常使用される材料の量に比べて、大幅に多量の材料が使用される場合
 - ② 受注業者の施工管理体制等により、事前に使用材料の確認が必要な場合

- ③ 材料（石材）等の産地の指定があり、事前に材料の産地の確認が必要な場合
- (2) 「土木工事施工管理基準」の品質管理基準において、各種資料の提出が定められている材料については、同基準に定める様式に基づき必要な資料を提出する。

4. 承諾申請書等の提出の参考とする資料

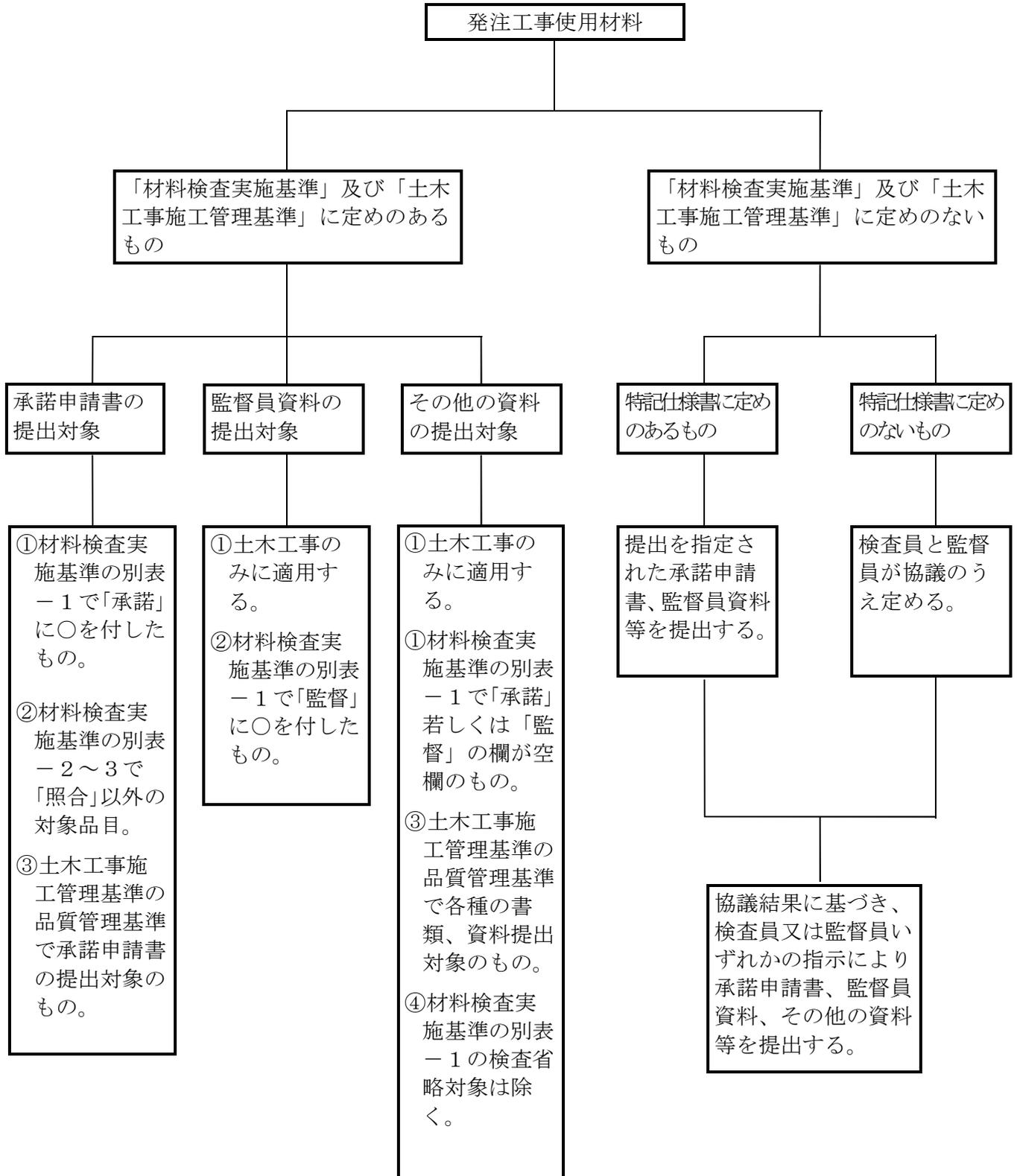
「材料検査実施基準」及び「土木工事施工管理基準」に定めのない材料について、承諾申請書又は監督員資料の提出の有無についての判断資料とするため、下記項目について事前に施工計画書に明示するなど、検査員又は監督員に報告することを求める。

- (1) メーカー名又は使用工場名（J I S 認定工場の写しの添付）
- (2) J I S 規格の二次製品（J I S 許可書の写しの添付）
- (3) その他必要な資料

5. 承諾申請書の添付書類

承諾に必要な構造図、構造計算書、試験成績表等の書類を添付する。

材料承諾申請書等提出分類図



参考－ 3

鋼けた製作に係わる社内検査実施要領

鋼けた製作に係わる社内検査実施要領

制定 平成 14 年 4 月 1 日 土計発第 4 2 5 号
改定 平成 25 年 4 月 1 日 24 都建発第 11581 号
改定 平成 30 年 4 月 1 日 29 都都発第 12038 号
改定 令和 4 年 4 月 1 日 3 都都発第 号

(目的)

第 1 この要領は、大田区の所掌する鋼けた製作について、大田区と契約を結んだ受注業者（以下「受注者」という。）の責任において実施する検査（以下「社内検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ効率的な施工を行い、品質及び出来形の確保を図ることを目的とする。

(対象工事)

第 2 この要領は、鋼けた製作工事を対象とする。

(社内検査員)

第 3 社内検査を行う者（以下「社内検査員」という。）は、下記条件を全て満たす技術者であるものとする。ただし、区の承諾を得た場合は、この限りではない。

- ① 当該工事の受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する技術者であること。
- ② 当該工事には直接関係しない技術者であること。
- ③ 技術士又は 1 級土木施工管理技士の資格を有する技術者であること。
- ④ 鋼けた製作・架設工事の監督、検査の経験が通算 10 年以上あること。

2 受注者は、社内検査員を定めた場合、書面（別記様式工第 2 号）によりその氏名、資格、経験及び経歴を監督員に通知するものとし、この者を変更したときも同様とする。

(社内検査の方法)

第 4 社内検査は、工場において行うものとし、契約図書及び関係図書に基づき、品質、出来形及び写真管理はもとより、製作全般にわたり行うものとする。

(社内検査の実施)

第 5 社内検査の実施時期については、社内検査員が鋼けた製作過程において必要と認める時期及び、区検査員及び材料検査を行う監督員（以下「検査職員」という。）が行う検査（完了、既済部分、中間、清算、材料）の事前に行うものとする。

2 社内検査は、土木材料仕様書、施工管理基準等に基づき品質、出来形及び写真管理について、実施するものとする。

(検査時の立会い)

第6 原則として、社内検査員は、検査職員が行う検査（完了、既済部分、中間、清算、材料）に立会うものとする。

(社内検査結果の提出)

第7 受注者は、社内検査の結果を検査職員が行う検査時に別途定める品質確認書として提出するものとする。様式は、別紙様式-1とし、添付する「別紙検査表」の様式は各社の様式とする。

(特記仕様書への記載)

第8 大田区所握の鋼けた製作に係わる社内検査指定工事の特記仕様書への記載は下記例を参考とする。

特記仕様書記載例

(品質確認書の提出)

- 1 受注者は、本工事の適正かつ効率的な施工を行い、品質及び出来形の確保を図るため検査時に品質確認書を提出しなければならない。
- 2 品質確認書は、社内の検査員（以下「社内検査員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完了、既済部分、中間、清算、材料）の事前に行う社内検査に基づき作成するものとする。
- 3 社内検査は、契約図書及び関係図書に基づき品質、出来形及び写真管理はもとより、製作全般にわたり確認するものとする。
- 4 社内検査員は当該工事に直接関係しない技術者とする。原則として、社内検査員は、検査職員が行う検査（完了、既済部分、中間、清算、材料）に立ち会うものとする。
- 5 社内検査員は鋼けた製作・架設工事の監督、検査の経験が通算10年以上あり、かつ技術士もしくは1級土木施工管理技士のいずれかの資格を有するものとする。ただし、監督員の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 6 受注者は、社内検査員を定めた場合、書面により氏名、資格、（資格証明の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出するものとする。社内検査員を変更した場合も同様とする。

(検査の実施)

- 第9 検査職員による検査は、本要領第7に定める品質確認書をもとに、別紙「検査職員による鋼けた製作検査方法一覧」に基づき、検査を行うものとする。
- 2 請負者は検査職員による各検査が完了した後、次の製作工程に移ること。
ただし、検査職員の下承を得た場合は、この限りではない。
- 3 原寸、材料、塗膜の工場における検査は社内検査員が行うものとし、検査職員による検査は、事務所、工事現場（塗装を仮組み時に行う場合は工場）で行うものとする。

(施行)

- 第10 本要領は、平成30年4月1日より施行する。

社内検査指定鋼けた製作に関する各種検査等の取扱い

社内検査は、従来より受注者が自主的に行っているものであるが、その制度化は、受注者の自己責任による工事の品質の確保を一層明確にするとともに発注者の行う各種検査の省力化、効率化を図るものである。

検査の実施にあたり、検査職員は、原則として社内検査員の立会いを求め、以下の点に留意し取扱うものとする。

1 原寸検査

各部材のとりあい関係や施工上の支障の有無等がNCデータ等の資料により確認できる場合は、床書き等による確認を省略することができる。

2 材料検査

材料検査の実施にあたっては、日程等を調整するため、事前に使用材料の製造工場名、搬入時期、使用時期等を記入した一覧表を検査の執行区別に受注者から提出させることとする。

検査は、社内検査の資料及び状況写真等を添付した品質確認書による検査を基本とする。

3 塗膜検査

塗膜検査は、事前に品質確認書を提出させ、社内検査員の立会いのうえ、原則として工事現場で行うものとする。

4 仮組み検査

仮組み検査は、事前に品質確認書を提出させ社内検査員の立会いのうえ行う。

なお、仮組みに係わる材料は、材料検査に合格したものを使用するものとする。

5 関係図書

鋼けた製作に係わる社内検査実施要領の第4 「社内検査の方法」の記述内容のうち関係図書とは、以下のとおりである。

土木材料仕様書、材料検査実施基準、道路橋示方書・同解説（共通編・鋼橋編）鋼道路橋施工便覧、鋼道路橋塗装便覧 等

検査職員による鋼けた製作検査方法一覧

検査の種類	根拠となる基準等	検査職員区分	検査方法
原寸検査	土木工事標準仕様書	監督員 [事務所にて書類 検査]	下記①もしくは②の方法により行われた原寸社内検査の品質確認書をもとに、書類検査。 ① N/C データ等による検査 提出された N/C データ等の資料 ② 床書き検査 工場における、床書き
材料検査	検査事務規程 材料検査実施基準	監督員 [事務所にて書類 検査]	材料社内検査の品質確認書をもとに、書類検査。
塗膜検査	検査事務規程 検査の技術的基準	検査員 [仮組検査時もしくは現場搬入時]	塗装社内検査の品質確認書をもとに、仮組検査時、もしくは現場搬入時に臨場による確認検査を行う。
仮組検査	検査事務規程 検査の技術的基準	検査員	仮組社内検査後、従来どおりの臨場による工場検査を必要回数行う。

品質確認書

工事名： _____

社内検査記事				
社内検査項目	実施日	箇所	社内検査員氏名	記事

別紙検査表により検査した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者 住所
氏名

参考－４

アスファルト事前審査 制度について

アスファルト混合物事前審査制度実施要領

制定 平成 10 年 4 月 1 日 土土発第 247 号
改定 平成 25 年 4 月 1 日 24 都建発第 11582 号
改定 平成 28 年 4 月 1 日 27 都建発第 11700 号
改定 平成 30 年 4 月 1 日 29 都都発第 12039 号

1 アスファルト混合物事前審査制度の目的と適用

本制度は、工事の発注単位ごとに行われているアスファルト混合物(再生アスファルト混合物を含む)の品質を審査機関が事前に審査し、これを認定することによって各工事ごとの基準試験及び書類の提出等を一部省略して、書類の内容チェック及び承諾等に関する監督業務を簡素化し、現場業務の改善を図ることを主な目的として実施する。

本制度は、認定を受けた混合所の認定混合物を使用する工事について適用するものとする。
なお、認定を受けていない混合物については、従来どおりの扱いとする。

2 品質管理の方法

事前審査で認定を受けたアスファルト混合物を使用する場合の品質管理は、別途定める「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」(大田区)により、以下のとおり行う。

- (1) 工事の受注者は、事前審査制度により認定を受けた混合物を工事に使用する場合は、工事ごとの基準試験及び承諾書類(骨材及びアスファルト、混合物の配合設計及び基準密度等)の提出に換えて、認定証の写しを監督員に提出するものとし、監督員は認定証の写しにより使用する混合物の品質を確認するものとする。
- (2) 混合物の製造プラント(以下「プラント」という。)における品質管理(骨材の粒度及び加熱温度、アスファルトの溶解温度、混合物の骨材粒度及びアスファルト量等)については、プラントの自主管理とし、原則として記録の提出は不要とする。
- (3) 現場における品質管理(コア抜き取りによる抽出試験、搬入舗設状況管理、密度試験、ホイールトラッキング試験等)については、従来どおり行う。

3 認定証の発行

認定証は、別紙のとおり混合所単位に認定混合物を特定して発行される。

その発行は、アスファルト混合物の事前審査を行う機関として国土交通省関東地方建設局長が指定(平成 29 年 4 月～平成 33 年 3 月)した機関の「アスファルト混合物事前審査委員会(事務局;一般社団法人日本道路建設業協会関東支部)」の長が行い、有効期限は発行日から 1 年間である。

4 特記仕様書の明示

アスファルト混合物を使用する工事を発注する時は、特記仕様書に下記の記載例により明示する。

[特記仕様書記載例]

[アスファルト混合物及び再生アスファルト混合物]

受注者は、本工事に使用するアスファルト混合物及び再生アスファルト混合物について、「アスファルト混合物事前審査」の認定を受けた混合所の認定混合物を使用する場合は、認定証の写しを監督員に提出するものとし、この場合の品質管理は「アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準」(大田区)によるものとする。

5 施 行

本実施要領は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準

1 アスファルト混合物

(大田区)

工種			試験(測定)項目	試験方法	管理基準	検査確認方法	
上層 路盤工 ・ 基層工 ・ 表層工	材	骨材	・比重及び吸水率 (単粒度砕石の場合のみ必要)	便 2-A001,002	事前に審査	認定証(写) により確認	
			・すりへり減量 (単粒度砕石の場合のみ必要)試験	便 2-A005			
		・そ性指数(PI) (スクリーニングスの場合のみ必要)	便 4-F005				
				・粒度	便 2-A005		
			ファイラー	・水分 ・比重 ・粒度	便 2-A010 便 2-A001 便 2-A009	事前に審査	認定証(写) により確認
			石油 アスファルト類	・針入度 ・軟化度 ・伸度 ・三塩化エタン可溶分 ・引火点 ・薄膜加熱質量変化率 ・薄膜加熱針入度残留率 ・蒸発後の針入度比 ・蒸発質量変化率 ・粘土(動粘度又はセイルフロー秒) ・密度 ・タフネス・テナシティ ・粘度比(60℃)	便 2-A041 便 2-A042 便 2-A043 便 2-A044 便 2-A045 便 2-A046 便 2-A046 便 2-A048 便 2-A047 便 2-A050 便 2-A049 便 2-A057 便 2-A051	事前に審査	認定証(写) により確認
	料	混	・混合物の配合設計	舗装施工便覧	事前に審査 "	認定証(写) により確認	
			・混合物の密度(基準密度)	便 3-B008 土木材料仕様書			
		合物	・骨材の粒度 ・骨材の加熱温度 ・アスファルトの溶解温度 ・混合物の骨材粒度及びアスファルト量 ・混合物の密度 ・混合物の温度	便 2-A003 便 2-A003 便 4-G028、便 4-G029 便 3-B008	「土木工事施工管理基準」による	プラントの 自主管理	

*注1 施工時における品質管理は「土木工事施工管理基準」による。

*注2 工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の計量自記印字記録データおよび管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

*注3 便:舗装調査、試験法便覧((公社)日本道路協会)

アスファルト混合物事前審査制度における品質管理基準

2 再生アスファルト混合物

(大田区)

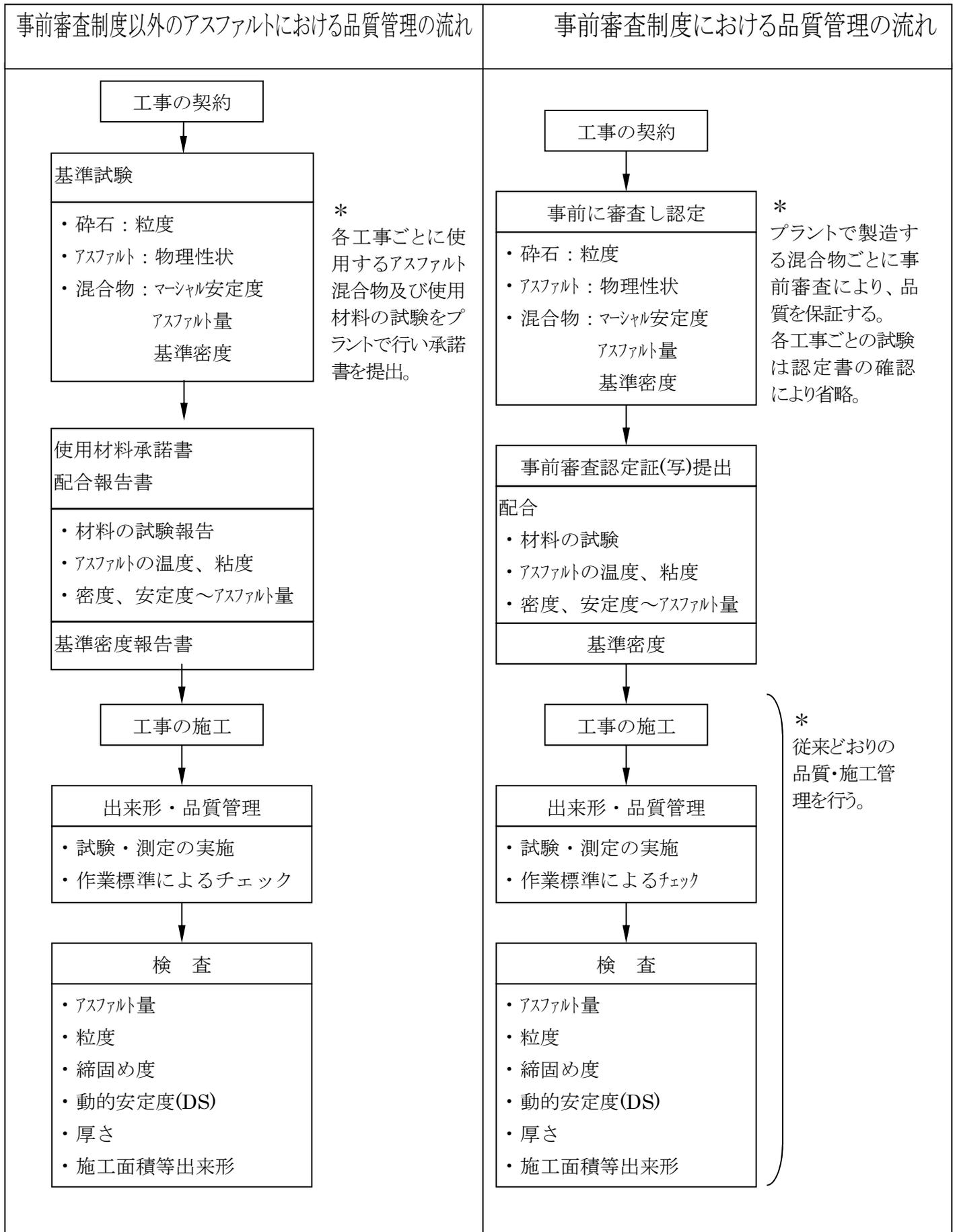
工種			試験(測定)項目	試験方法	管理基準	検査確認方法
再生アスファルト処理混合物・再生アスファルト表層混合物	再生骨材		・アスファルト抽出後の骨材粒度	便 2-A003	事前に審査	認定証(写)により確認
			・旧アスファルト含有量 ・旧アスファルトの針入度 ・洗い試験で失われる量	便 4-G028、便 4-G029 便 2-A041、ASTMD1856		
	再生用添加剤		・動粘度(60℃) ・引火点 ・薄膜加熱後粘度比 ・薄膜加熱質量変化率	JIS K 2283 JIS K 2265 JIS K 2283 JIS K 2207	事前に審査	認定証(写)により確認
			再生石油アスファルト	・針入度 ・軟化度 ・伸度 ・三塩化エタン可溶分 ・引火点 ・薄膜加熱質量変化率 ・薄膜加熱針入度残留率 ・蒸発後の針入度比 ・蒸発質量変化率 ・粘土(動粘度又はセメントフロー秒) ・密度 ・タフネス・テナシティ ・粘度比(60℃)	便 2-A041 便 2-A042 便 2-A043 便 2-A044 便 2-A045 便 2-A046 便 2-A046 便 2-A048 便 2-A047 便 2-A050 便 2-A049 便 2-A057 便 2-A051	事前に審査
	混合物		・混合物の配合設計 ・混合物の密度(基準密度)	舗装再生便覧 土木材料仕様書、便 3-B008	事前に審査	認定証(写)により確認
			・旧アスファルト含有量 ・旧アスファルトの針入度 ・洗い試験で失われる量 ・再生混合物の骨材粒度及びアスファルト量 ・再生混合物から回収した再生アスファルト量の針入度 ・再生骨材使用率 ・混合物の密度 ・混合物の温度	便 4-G028、便 4-G029 便 2-A041、ASTMD1856 舗装再生便覧 便 4-A003、便 4-G028、 便 4-G029 便 2-A041、ASTMD1856 便 3-B008 土木材料仕様書	「土木工事施工管理基準」による	プラントの自主管理

*注1 施工時における品質管理は「土木工事施工管理基準」による。

*注2 工事監督員の指示があった場合には、プラントにおける骨材等の計量自記印字記録データおよび管理表等の自主管理記録を提出するものとする。

*注3 便:舗装調査、試験法便覧((公社)日本道路協会)

〔参考〕 アスファルト混合物事前審査制度との比較



(別紙 例)

認定番号 8314-035-1612

認 定 証

〇〇〇〇(株)△△工場

工場長 □ □ □ □ 殿

アスファルト混合物事前審査制度による審査の結果
貴混合所の下記アスファルト混合物を認定します。

平成30年 3月 8日

アスファルト混合物事前審査委員会

委員長 ○ ○ ○ ○

記

番号	混合物記号	アスファルト混合物の名称
1	V-01A	都型アスファルト処理混合物(30)[75回]40/60
2	V-02	粗粒度アスファルト混合物(20)[50回]60/80
3	V-02A(T)	粗粒度アスファルト混合物(20)[75回](T)40/60
4	V-03A(T)	特別対策粗粒度アスファルト混合物(20)[75回](T)*リマ改質II型
5	Vp-03A(T)	特別対策粗粒度アスファルト混合物(20)[75回](T)*リマ改質II型(他産業再生資材使用)
6	V-04	密粒度アスファルト混合物(20)[50回]60/80
7	V-04A(T)	密粒度アスファルト混合物(20)[75回](T)40/60
8	Vp-05A	特別対策密粒度アスファルト混合物(20)[75回]*リマ改質II型(他産業再生資材使用)
9	V-05A(T)	特別対策密粒度アスファルト混合物(20)[75回](T)*リマ改質II型
10	V-06	密粒度アスファルト混合物(13)[50回]60/80
11	V-06A(T)	密粒度アスファルト混合物(13)[75回](T)40/60
12	V-07A(T)	特別対策密粒度アスファルト混合物(13)[75回](T)*リマ改質II型
13	V-08	細粒度アスファルト混合物(13)[50回]60/80
14	V-10	開粒度アスファルト混合物(13)[50回]60/80
15	Vp-10	開粒度アスファルト混合物(13)[50回]60/80(他産業再生資材使用)
16	V-11	透水性用開粒度アスファルト混合物(13)[50回]60/80
17	V-16	都型細粒度アスファルト混合物(5)[50回]60/80
18	V-18A	特別対策都型開粒度アスファルト混合物1号(13)[75回]*リマ改質II型

有効期間	平成30年 4月 1日 ~ 平成31年 3月31日
------	---------------------------

(T)がついた混合物は東京都土木材料仕様書の基準値をも満足するものである。
(K)がついた混合物は国土交通省関東地方整備局の基準値を満足するものである。

※国土交通省関東地方整備局の指定アスファルト混合物事前審査機関による委員会

様式-3 添付資料 付

様式-3 添付資料

事前審査アスファルト混合物（新規混合物）総括表

認定番号	8314-035-1612	混合所名	〇〇〇〇(株)△△工場			
					認定証混合物番号	12/34
混合物記号	V-07A (T)	有効期間	平成30年04月01日 ~ 平成31年03月31			
混合物の名称	特別対策密粒度アスファルト混合物(13)[75](T)ポリマー改質Ⅱ型					
最大粒度	13 mm	突固め回数	75回			
アスファルトの種類	ポリマー改質Ⅱ型		配合設計年月	平成30年04月		
使用骨材の室内配合・材質・産地				現場配合		
骨材名	配合比 %	材質	産地	種別	配合比 %	計量値 kg
6号砕石	34.0	硬質砂岩	三重県度会郡	3ピン	31.2	624
7号砕石	18.0	硬質砂岩	東京都八王子市	2ピン	19.9	398
砕砂	28.0	硬質砂岩	栃木県栃木市	1ピン	37.8	756
細砂	14.0	山砂	千葉県君津市	ダスト	1.4	28
石粉	6.0	炭酸カルシウム	埼玉県秩父市	石粉	4.3	86
				アスファルト	5.4	108
計	100.0			計	100.0	2000.0
通過質量百分率 %	ふるい目	室内配合	現場配合	確認抽出試験	粒度範囲	
	37.5 mm					
	31.5 mm					
	26.5 mm					
	19 mm	100.0	100.0	代表混合物により確認	100	
	13.2 mm	99.2	97.2		95~100	
	4.75 mm	65.2	65.2		55~70	
	2.36 mm	45.9	45.6		35~50	
	600 μm	28.5	28.2		18~30	
	300 μm	18.0	18.7		10~21	
150 μm	8.6	9.1		6~16		
75 μm	5.7	5.8		4~8		
アスファルト量 %		室内配合 設計 5.4	現場配合 設定 5.4	確認試験	基準値 5.0~6.2 (目標値)	
安定度試験	密度 g/cm ³	2.388	2.389	代表混合物により確認	2.33 以上	
	理論密度 g/cm ³	2.488	2.488			
	空隙率 %	4.0	4.0		3~6	
	飽和度 %	75.8	75.8		70~85	
	安定度 kN	13.78	13.92		10.0 以上	
	フロー値 1/100cm	31	31		20~40	
残留安定度 %	—	—				
基準密度 g/cm ³	—	2.389	—			
動的安定度 回/mm	—	7,000	6,000以上	3,000 以上		
透水係数 cm/sec	—	—	—	—		
混合物出荷目標温度 °C	175 ± 10					

*:プラントミックスタイプの改質材を使用の場合、現場配合の配合比および計量値は、その個形分を表示してある。

材料検査実施基準

令和4年4月発行

編集

大田区 都市基盤整備部 都市基盤管理課

発行

大田区都市基盤整備部の許可なしに複製してはならない。